

5 消防表彰

(1) 叙位・叙勲

叙位は、昭和 21 年 5 月 3 日の閣議決定により、死亡者のみを対象として取り扱われている。

叙勲は、死亡者の場合を除き停止されていたが、昭和 28 年 9 月 18 日の閣議決定に基づき、災害等に際し特に功労のあった者に対し叙勲されることとなった。その後、昭和 38 年 7 月 12 日の閣議決定により、国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉増進に寄与した功績が顕著な者を広く叙勲することとし、第 1 回生存者叙勲が昭和 39 年 4 月 29 日に行われてから、毎年春（4 月 29 日）、秋（11 月 3 日）の 2 回発令されている。また、社会経済情勢の変化に伴い、栄典制度の見直しが行われ、平成 15 年秋からは、著しく危険性の高い業務に精励した者（消防吏員）を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付けで発令されている。

また、上記のように毎年定期に発令される春秋叙勲、危険業務従事者叙勲のほか、一定の年数以上勤務した功労者で、年齢 88 歳に達した際に叙勲される高齢者叙勲、国家又は社会公共に対して功労のある者が死亡した場合に叙勲される死亡叙勲、水火災現場等の特に危険な状況で身命の危険をおかして災害の防止等に努め、顕著な功労のあった者を叙勲する緊急叙勲等、隨時勲等を叙するものがある。

平成 15 年秋の制度改革以降の春秋叙勲・危険業務従事者叙勲の受章者は表 9 のとおりである。

表 9 春・秋叙勲受章者数

年度別 区分	15			16			17			18			19			20						
	秋	1危	春	2危	秋	3危	春	4危	秋	5危	春	6危	秋	7危	春	8危	秋	9危	春	10危	秋	11危
瑞小					1				1				1		1		1					
瑞双	2		1	1	4		8		5		4		1	2	7	3	5	5	2	6	3	10
瑞单	17	9	16	11	15	9	10	10	14	10	13	9	17	8	12	8	12	6	14	5	15	1
小計	19	9	17	12	20	9	18	10	20	10	17	9	19	10	20	11	18	11	16	11	18	11
合計	28		29		29		28		30		26		29		31		29		27		29	

年度別 区分	21				22				23				24				25				
	春	12危	秋	13危	春	14危	秋	15危	春	16危	秋	17危	春	18危	秋	19危	春	20危	秋	21危	
瑞小	1		2		2		1		1							1				4	
瑞双	4	9	1	9	3	10	3	9	1	9	1	4	1	6		4	1	8		8	
瑞单	15	1	20		20	1	24	2	26	2	26	7	25	4	27	6	27	4	27	3	
小計	20	10	23	9	25	11	28	11	28	11	27	11	26	10	28	10	28	12	31	11	
合計	30		32		36		39		39		38		36		38		40		42		

※1 「瑞小」とは「瑞宝小綬章」、「瑞双」とは「瑞宝双光章」、「瑞单」とは「瑞宝单光章」を示す。

※2 「○危」とは「第○回危険業務従事者叙勲」を示す。

(2) 褒章

褒章の種類は 6 種類であるが、このうち消防に関係あるものは次の 4 種類である。ただし、黄綬褒章については、生存者叙勲の復活により、昭和 41 年以降運用されないことになった。

紅綬褒章 身の危険を顧みず、人の生命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公共の福祉の増進に顕著な成績をあげた者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄付し、功績顕著な者に授与される。（個人にあっては500万円以上、団体にあっては1,000万円以上）なお、寄付者が団体の場合には褒状が授与される。

褒章受章者は表10のとおりである。

表10 褒章受章者数

年度別	昭和26～平成9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
藍綬褒章	24	—	—	—	—	—	2	7	2	1	1	—	—	—	—	—
黄綬褒章	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紺綬褒章	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

消防表彰規程に基づく表彰は、表彰時期による区分として定例表彰と隨時表彰に大別され、これら功労に伴い死亡、又は障害の状態に至った場合は、賞じゅつ金を支給することができる。

ア 定例表彰

定例表彰は次の4種類で、毎年3月初旬に表彰が行われている。

功労章	行政功労で多年積み重ねられた功労に対して授与される。(消防吏員は消防司令長以上、消防団員は団長、消防教育職員は教頭以上が対象である。)
永年勤続功	永年勤続し、他の模範と認められる者に授与される。
労章	
表彰旗	消防力の拡充強化、消防職団員の教養及び火災の予防等が優秀で、他の模範と認められる消防機関に授与される。
竿頭綬	表彰旗の受章に準ずる消防機関に授与される。

定例表彰受章者は表11のとおりである。

表11 表彰規程に基づく受章者数

年度 種別	昭和24～平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
特別功労章	0												104	1		
功労章	114	2	1	2	2	3	4	4	5	7	7	6	6	3	2	2
永年勤続功労章	2,193	79	76	75	73	74	84	91	92	91	94	97	97	94	94	93
表彰旗	37	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1
竿頭綬	74															2
表彰状	8(3)															3
功績章	4															
褒 状	0						10									

(注)1 昭和24年～平成9年の()は、自治体消防20年記念、及び自治体消防35周年記念で表彰状を授与されたものを内数としたものである。

2 平成23、24年の特別功労賞及び平成23年の表彰状については、東日本大震災による殉職者に対して授与されたものである。

イ 随時表彰

随時表彰は次の7種類で、時期に関係なく上申の都度表彰される。

特別功労章	功労抜群で他の模範と認められる者に授与される。
顕功章	功労特に顕著な者に授与される。
功績章	功労多大な者に授与される。
国際協力功労章	国際緊急援助隊法に基づき当該地域に派遣され、その功労顕著な者に授与される。
顕彰状	職務遂行中に死亡した者に授与される。(上記表彰との重複受彰は不可)
表彰状	功労顕著な者で、特別功労章、顕功章、功績章を授与されるまでに至らない者のほか、消防施設の整備改善、防災思想の普及又は消防職・団員の教育等消防の発展に功績のあった者に授与される。
賞状	功労が顕著と認められ、又は他の模範として推奨されるべき功績があると認められる者のほか、消防施設の整備改善、防災思想の普及等消防の発展に功績のあった者に授与される。

ウ 消防賞じゅつ金

消防賞じゅつ金制度は、昭和37年度から消防表彰規程の中に取り入れられたもので、「殉職者賞じゅつ金」「障害者賞じゅつ金」及び「殉職者特別賞じゅつ金(S58.4.1創設)」の3種類がある。賞じゅつ金は、災害に際し一身の危険を顧みることなく職務を遂行中に殉職し、又は障害を受けた功労顕著な者に対して、その功労の程度に応じて最高2,520万円(殉職者特別賞じゅつ金は3,000万円まで)が支給される。

(4) 閣議決定事項に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰は、毎年7月1日の「国民安全の日」、9月1日の「防災の日」に功績顕著な者に対して表彰が行われている。この表彰には、内閣総理大臣が行うもの、防災担当大臣が行うもの、消防庁長官が行うものがあり、内閣総理大臣表彰は、消防庁長官が過去1年以内に表彰したものうちから特に優秀と認められるものを内閣総理大臣に上申し表彰される。

また、昭和63年度から「119番の日」(11月9日)の表彰として、消防功労者に対する総務大臣表彰が行われており、平成23年度については、東日本大震災に際し特に顕著な功績があった団体が表彰された。

さらに、平成25年度は消防団120年・自治体消防制度65周年に係る記念表彰があり、本県から消防団員1名、6消防団が内閣総理大臣表彰を受賞した。

本県の受章者数は表12のとおりである。

表12 表彰受章者数

年度別	昭和36～平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
安全功労者	《2》(7) 16															
防災功労者	《5》(5) 1							《1》		《1》 (1)	1	《1》		47	《29》	《1》
消防功労者	《1》 2					1										1
記念表彰																《7》

(注) 1 《》内の数字は内閣総理大臣表彰を、〈〉内の数字は防災担当大臣表彰を、()内の数字は消防機関及び民間婦人防火クラブ等の受賞団体を再掲した。

2 平成23年の防災功労者表彰には、東日本大震災における顕著な功績に対する総務大臣表彰の受賞団体が含まれている。

(5) 知事表彰

消防関係功労者に対する知事表彰は、昭和 26 年に制定された消防功労者表彰規定に基づき行ってきたものであるが、県が行う表彰制度の一元化により、この規定を廃止し、従前の内容を包含した新たな表彰規則（昭和 42 年 9 月 1 日宮城県規則第 63 号）を制定し、実施している。

また、消防賞じゅつ金規則（昭和 47 年 3 月 3 日宮城県規則第 6 号）が規定され、消防職・団員が消防業務に従事し、一身の危険を顧みることなくその業務を遂行して傷害を受け、そのため死亡又は不具廢疾となった功労顕著な者に対して、その功労の程度により賞じゅつ金が支給されることになった。

さらに、殉職者特別賞じゅつ金も昭和 59 年 4 月 1 日に創設されている。

知事表彰受章者数は、表 1 3 のとおりである。

表 1 3 知事表彰受章者数

年度別 区分	昭和36～ 平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
特別功労章	1													1
功労章	1,034	37	37	38	42	43	46	44	44	44	45	44	44	1,542
永年勤続章	20,839	721	539	557	541	560	529	529	537	453	465	472	492	27,234
顕彰状	16										101	1		118
表彰旗	75	1		5										81
竿頭綬	80				2	1	1	1	2					87
褒状								2		5		8		15
表彰状	個人	268						95	3	2				368
	団体	220	2					5	3	2				232
感謝状	193				4			1	10	13	15	5	10	251
賞詞	個人	39												39
	団体	31												31

(6) 財団法人日本消防協会表彰

日本消防協会で行う表彰は、日本消防協会表彰規定に基づいて行われるもので、「表彰旗」「竿頭綬」「功績章」「精績章」「勤続章」「現場功労章」の 6 種類である。

(7) 公益財団法人宮城県消防協会表彰

宮城県消防協会で行う表彰は、宮城県消防協会表彰規定に基づいて行われるもので、「表彰旗」「竿頭綬」「功績章」「永年勤続章」「勤続章」「現場功労章」「表彰状」「感謝状」の 8 種類である。